

L P ガスの取引適正化・料金透明化に向けた取組み宣言

J A 前橋市は、L P ガス業界の商慣行を見直しする主旨で令和 6 年 4 月 2 日に公布されました「液化石油ガスの保安の確保および取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令」につきまして、引き続き、法令やガイドラインを遵守します。

L P ガスがお客様に信頼されるエネルギーとなるよう安心安全の確保やサービス向上に向けて、これまで以上に努めてまいります。

【取組み内容】

1. 私たちは、正常な商慣習を超えた利益供与および L P ガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約の締結はいたしません。
2. 私たちは、L P ガス料金の三部料金制（基本料金・従量料金・設備料金の区分）を早期に実施し、適切な L P ガス料金でお客様のニーズにお応えすると共に、充実したサービスを提供してまいります。
3. 私たちは、お客様はもとより不動産管理会社等に対し、積極的に L P ガス料金等の情報提供を実施いたします。

2 0 2 5 年 8 月 1 日

J A 前橋市